

施策分析シート（令和元年度）

No1

施策名	バリアフリーの推進		施策No	02-11	部課名	福祉部障害者福祉課	
関連部課名	都市計画課		課長名	本木	内線	2680	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
目的	誰もが安心して安全に過ごすことができるバリアのないまちを目指すとともに、障がいや高齢などを理由とした差別のない「心のバリアフリー」が進んだ社会の実現に向け、取組を強化する。						
指	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文		
		28年度	29年度	30年度			
	① 心のバリアフリー	2.97	2.91	2.92	お住まいの地域には、困っている人を見かけた時に、声を掛けたり協力したりしやすい雰囲気があると感じますか？		
	② 施設のバリアフリー	2.79	2.77	2.82	お住まいの地域の商業施設や公共施設が、バリアフリーの面から、だれもが使いやすいと思いますか？		
	③						
標	施策の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明	
		28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値(8年度)	
	① 道路のバリアフリー化 (%)	36	38	39	39	59	バリアフリー基本構想に示した道路の特定事業計画の着手率
	② 公共施設のバリアフリー化 (%)	47	52	53	53	66	バリアフリー基本構想に示した公共施設の特定事業計画の着手率
	③						
	④						
⑤							

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	給与関係費	19,330	22,558	3,228	地方税	0	0	0
	物件費	12,719	15,529	2,810	国庫支出金	3,862	4,750	888
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,927	2,369	442
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	228	1,156	928	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,789	7,119	1,330
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,513	1,481	▲ 2,032	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 30,001	▲ 33,605	▲ 3,604
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	35,790	40,724	4,934	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 30,001	▲ 33,605	▲ 3,604
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 30,001	▲ 33,605	▲ 3,604	
貸借対照表	勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
	流動資産				流動負債	948	1,148	200
	収入未済	0	0	0	還付未済金	0	0	0
	不納欠損引当金	0	0	0	特別区債	0	0	0
	その他の流動資産	0	0	0	賞与引当金	948	1,148	200
	有形固定資産	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
	土地	0	0	0	固定負債	13,230	14,151	921
	建物	0	0	0	特別区債	0	0	0
	建物減価償却累計額	0	0	0	退職給与引当金	13,230	14,151	921
	工作物等	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	負債の部合計	14,178	15,299	1,121
	無形固定資産	0	0	0	正味財産	▲ 14,178	▲ 15,299	▲ 1,121
建設仮勘定	0	0	0	正味財産の部合計	▲ 14,178	▲ 15,299	▲ 1,121	
その他の固定資産	0	0	0	負債及び正味財産の部合計	0	0	0	
資産の部合計	0	0	0					

財務諸表に関する特徴的事項等

○行政費用のうち、物件費（委託料）が約38%を占めており、手話通訳者の派遣回数増により委託料（物件費）が増加している。

## 施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>○平成21年度に策定した『荒川区バリアフリー基本構想』を踏まえ、平成22年度に「町屋駅・区役所周辺地区」、平成23年度に「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、平成24年度に「南千住駅周辺地区」、平成25年度に「熊野前駅周辺地区」の4つの重点整備地区におけるバリアフリー基本構想を策定した。</p> <p>○平成28年度現在、4か所の重点整備地区における公共施設や道路における特定事業計画（※1）の着手率は公共施設4～5割、道路3～4割程度となっている。（※1）特定事業計画…バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。</p> <p>○平成28年4月に障がいを理由とした差別をなくすための「障害者差別解消法」が施行され、区では差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を提供できるよう「職員対応要領」などを定めた。</p> <p>○平成31年3月に荒川区自立支援協議会において、「虐待防止・差別解消」に係る区の取組を発表した。</p>
課題	<p>○4か所の重点整備地区の特定事業計画については、施設利用者の意見を反映させながら、各事業者が着実に進めていく必要がある。</p> <p>○バリアフリー化が進んでいない施設や場所等の一部には、構造的・物理的な問題から、用地確保や大規模改修等の長期的な改善が必要な場合もある。</p> <p>○障がい者や高齢者に対する、地域社会や民間事業者の理解を促進する必要がある。</p>
今後の方向性	<p>○重点整備地区において、各事業主体が定めた特定事業計画を推進するため、「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」の開催など、事業者・利用者の協力を求めながらバリアフリー化を図る。</p> <p>○重点整備地区以外においても、公共施設の更なるバリアフリー化に取り組むとともに、民間施設についても、各事業者に指導を行いながら、区域全体のバリアフリー化を図る。</p> <p>○誰もが障がいの有無にかかわらず、住みやすく暮らしやすい共生社会の基盤となる「心のバリアフリー」を進めるため、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる啓発事業を中心に、障がいへの理解を広げる。</p> <p>○荒川区手話言語条例の制定を契機に、聴覚障がい者等への社会参加を促進させるとともに、手話に関する理解促進・手話の普及に取り組む。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
元年度	2年度	
重点的に推進	重点的に推進	誰もが安全・安心に過ごすことができるよう、ソフト・ハード両面から取組を推進する必要性が高いため、重点的に推進する。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		29年度	30年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
コミュニケーション支援事業	08-05-13	9,266	13,507	6,351	9,482	重点的に推進	重点的に推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。
手話講習会事業	08-05-18	6,565	7,790	5,305	6,180	推進	推進	手話言語条例に規定する、手話を使用しやすい環境を整備するために今後も手話の普及に資するよう推進していく。
障がい者虐待防止・差別解消事業	08-05-71	3,734	5,043	1,185	857	推進	推進	一般企業向けのパンフレット作成や講演会の実施など普及啓発を推進していく。
バリアフリー整備促進事業	11-01-16	16,223	14,385	106	167	重点的に推進	重点的に推進	高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。
合 計		35,788	40,725	12,947	16,686			